

# 参 考 資 料

平成 29 年 9 月 定例会

## 目 次

内 容		頁
議員提案第 7 号関係	寝屋川市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正	1
議員提案第 8 号関係	寝屋川市議会議員定数条例の一部改正	2

## 寝屋川市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例

改正案	現行
<p>(議員報酬)</p> <p>第2条 議員の報酬は、次の各号に定めるものとする。</p> <p>(1) 議長 月額 <u>450,000円</u></p> <p>(2) 副議長 月額 <u>450,000円</u></p> <p>(3) 常任委員会委員長 月額 <u>450,000円</u></p> <p>(4) 常任委員会副委員長 月額 <u>450,000円</u></p> <p>(5) 議員（前各号に掲げる者を除く。） 月額 <u>450,000円</u></p> <p>附 則</p> <p>この条例は、平成29年10月1日から施行する。</p>	<p>(議員報酬)</p> <p>第2条 議員の報酬は、次の各号に定めるものとする。</p> <p>(1) 議長 月額 <u>745,000円</u></p> <p>(2) 副議長 月額 <u>705,000円</u></p> <p>(3) 常任委員会委員長 月額 <u>670,000円</u></p> <p>(4) 常任委員会副委員長 月額 <u>665,000円</u></p> <p>(5) 議員（前各号に掲げる者を除く。） 月額 <u>660,000円</u></p>

## 寝屋川市議会議員定数条例

改 正 案	現 行
寝屋川市議会議員の定数を <u>24</u> 人とする。 附 則 この条例は、次の一般選挙から施行する。	寝屋川市議会議員の定数を <u>27</u> 人とする。